

特定非営利活動法人あいえるの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人あいえるの会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、障がい者が主体となって地域に住む障がい者等に自立生活援助を提供するとともに、いのちの尊さを謳い、等しく生きられる社会の実現を目指し、福祉の増進及び向上に関する事業を行うことによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ① 障がい者に係る相談支援事業
- ② 障がい者に係る制度確立の調査研究及び政策提言
- ③ 障がい者に対する障がい福祉サービス事業及び任意の介助派遣事業
- ④ 障がい者に対する地域生活支援事業
- ⑤ 障がい者の社会活動事業
- ⑥ 障がい者の地域生活に資する共同住宅等の設置・運営事業

(2) 収益事業

- ① チャリティイベントの開催
- ② 寄付された物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同して、資金面で協力いただける個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、入会に際し入会金を納入し、また会費を年に1回納入しなければならない。入会金及び会費は理事会においてこれを定める。

- 2 賛助会員は、会費を年に1回納入しなければならない。会費は、理事会においてこれを定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、納入の意思が無いとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以下

(2) 監事 2名

2 本法人は、第3条の目的に鑑み、理事長は障がい者とし、理事の2分の1以上は障がい者で構成する。

3 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任とする。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動計算

(5) 事業計画及び活動予算

(6) 役員の選任または解任

(7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の10日前までに招集通知をしなければならない。

3 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

4 前項の規定により表決した正会員は、前条2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の報酬、職務
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他本法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数の出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、理事会の議決及び監事の監査を受け、通常総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 会員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第51条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、目的を同じくする特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(事務局)

第54条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
 - 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	橋本 広芳
副理事長	戸田 功
理 事	野口 雅世子
同	田中 文恵
同	桑名 茂
同	橋本 弘子
同	宮下 三起子
監 事	白石 清春
同	安孫子 健一
 - 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
 - 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
 - 5 本法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
 - 6 本法人の入会金及び会費は、第8条の規定により、次に掲げる額とする。
但し会費には機関紙購読料を含む。

(1) 入会金	正 会 員	2, 0 0 0 円
(2) 年会費	正 会 員 一口	3, 0 0 0 円
(3) 年会費	賛助会員 一口	3, 0 0 0 円
-
- ・ この規定は平成12年2月26日から実施する。
 - ・ この規定は平成14年4月19日から実施する。
 - ・ この規定は平成15年4月24日から実施する。
 - ・ この規定は平成17年6月7日から実施する。
 - ・ この規定は平成18年5月16日から実施する。
 - ・ この規定は平成18年9月7日から実施する。
 - ・ この規定は平成20年2月16日から実施する。
 - ・ この規定は平成24年6月5日から実施する。
 - ・ この規定は平成29年6月8日から実施する。
 - ・ この規定は令和元年6月11日から実施する。
 - ・ この規定は令和7年6月14日から実施する。